

公益社団法人 恵庭市シルバー人材センター 会員の損害賠償事故に関わる措置基準

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人恵庭市シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員が生じさせた損害賠償事故に関わる措置の目安として定めることにより、事故防止意識を高めつつ就業に集中できる体制を確保することを目的とする。

(措置基準)

第2条 保険対象、保険対象外にかかわらず損害賠償事故を発生させた会員に対するものとする。

(1)初回の事故の場合

- ① 指導
- ② 注意

(2)2年以内に再度事故を起こした場合

- ① 注意
- ② 厳重注意

(3)3年以内に3度事故を起こした場合

- ① 厳重注意
- ② 就業先変更予告
- ③ 就業中止予告
- ④ 6ヶ月以下の就業中止
- ⑤ その他

(措置決定)

第3条 安全衛生小委員会にて審議決定し理事長に報告するものとする。

2 次の損害賠償事故については、安全衛生委員会において審議し、理事会にて会員に対する措置を決定するものとする。

- (1)会員の故意又は重大な過失に起因する事故
- (2)保険会社の賠償限度額を超える事故

(措置対象外)

第4条 審議対象外とすることのできる事故は次のとおりとする。

(1) 会員に過失のない事故

会員の不可抗力により発生した事故、又は会員自身の身の安全を確保するため止む得ない行為により発生した事故等。

(2) 軽微な事故

初回の事故で、過失の度合及び事故の内容が極めて軽微なもの

(措置方法)

第5条 措置方法については文書をもって本人に通知するものとする。

(不服申し立て)

第6条 処分を受けた会員が、不服がある場合は書面をもって理事会に申立てすることができる。

附則

この基準は、令和4年4月1日より実施する。